

福岡県公報

平成18年8月16日
第2571号

目次

告示(第1544号—第1558号)

○漁船損害等補償法第112条第1項の規定による同意	(漁政課)	……………1
○指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅	(漁政課)	……………1
○道路の区域の変更	(道路維持課)	……………1
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課)	……………2
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課)	……………2
○土地改良区の役員の就任	(農地計画課)	……………3
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課)	……………3
○土地改良区の役員の就任	(農地計画課)	……………4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	……………4
○道路の供用の開始	(道路維持課)	……………5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	……………5
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	……………5
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課)	……………6
○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(治山課)	……………6
○種畜証明書の交付	(畜産課)	……………6
公 告		
○都市計画の案に係る公聴会の開催	(都市計画課)	……………7
○一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	……………8
公安委員会		
○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の開催	(警察本部生活環境課)	……………10

○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の開催
(警察本部生活環境課) ……………11

告 示

福岡県告示第1544号

次の加入区について、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意があったものと認めるので、同法第112条の2第3項の規定により公示する。

平成18年8月16日

福岡県知事 麻生 渡

加入区の名称 長井加入区

福岡県告示第1545号

次の加入区において平成14年8月福岡県告示第1331号により発生した指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第113条の2第1項第1号の規定により平成18年8月16日を限り消滅したので、同条第2項の規定により公示する。

平成18年8月16日

福岡県知事 麻生 渡

加入区の名称 長井加入区

福岡県告示第1546号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年8月16日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県 道	鳥 朝 栖 倉 線	前	小郡市二森1397番1先から 同市二森255番2先まで	7.0 ～ 10.5	195.0
			後	同上	10.7 ～ 15.0	195.0

福岡県告示第1547号

下牛隈土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成18年8月16日

福岡県知事 麻 生 渡

1 退任理事

氏 名	住 所
芳 井 満 明	嘉麻市牛隈1883番地
福 澤 英 一	〃 〃 1994番地2
野見山 浩 一	〃 〃 1691番地
浅 田 清 美	〃 〃 1335番地1
大 里 信 一	〃 〃 1900番地1
鎌 田 訓	〃 〃 1884番地2
林 秀 一	〃 〃 1462番地
木 村 忠 敏	〃 〃 2216番地
柿 坂 誠	〃 〃 2068番地1
松 本 一 隆	〃 〃 2612番地6

2 退任監事

氏 名	住 所
-----	-----

大 里 輝 親	嘉麻市牛隈1893番地3
大 山 康 徳	〃 〃 1934番地13
大 里 弘 文	〃 〃 1346番地8

3 就任理事

氏 名	住 所
芳 井 満 明	嘉麻市牛隈1883番地
福 澤 英 一	〃 〃 1994番地2
野見山 浩 一	〃 〃 1691番地
浅 田 清 美	〃 〃 1335番地1
大 里 信 一	〃 〃 1900番地1
鎌 田 訓	〃 〃 1884番地2
林 秀 一	〃 〃 1462番地
木 村 忠 敏	〃 〃 2216番地
柿 坂 誠	〃 〃 2068番地1
松 本 一 隆	〃 〃 2612番地6

4 就任監事

氏 名	住 所
大 里 輝 親	嘉麻市牛隈1893番地3
大 里 弘 文	〃 〃 1346番地8

福岡県告示第1548号

大川南部土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成18年8月16日

福岡県知事 麻 生 渡

1 退任理事

氏名	住所
龍喜三	大川市大字新田473番地1
山口九洲男	〃〃〃193番地1
山口庄三	〃〃〃172番地3
佐野孝良	〃〃一木1260番地1
江崎芳幸	〃〃紅粉屋195番地
龍幸男	〃〃新田486番地2
龍勝義	〃〃〃511番地2
龍勝義	〃〃〃1333番地1
古賀堯	〃〃〃842番地
高田敏幸	柳川市間320番地

2 退任監事

氏名	住所
龍和美	大川市大字新田181番地1
龍重治	〃〃〃311番地
高田算	柳川市間359番地1

3 就任理事

氏名	住所
龍喜三	大川市大字新田473番地1
山口九洲男	〃〃〃193番地1
山口庄三	〃〃〃172番地3
佐野孝良	〃〃一木1260番地1
江崎芳幸	〃〃紅粉屋195番地
龍幸男	〃〃新田486番地2
龍勝義	〃〃〃511番地2
龍勝義	〃〃〃1333番地1

古賀堯	〃〃〃842番地
高田敏幸	柳川市間320番地

4 就任監事

氏名	住所
山口藤良	大川市大字新田581番地6
龍重治	〃〃〃311番地
高田算	柳川市間359番地1

福岡県告示第1549号

三池干拓土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成18年8月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 就任理事

氏名	住所
中嶋長生	大牟田市昭和開315番地

福岡県告示第1550号

垂水土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成18年8月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
山本善臣	築上郡上毛町大字垂水448番地

井上進	〃	〃	〃	200番地1
向本双美	〃	〃	〃	345番地1
志摩國廣	〃	〃	〃	341番地1
瀬口勝美	〃	吉富町大字幸子882番地1		

2 退任監事

氏名	住所
園田明	築上郡上毛町大字垂水1791番地2
堀進	〃 〃 〃 1799番地

3 就任理事

氏名	住所
山本善臣	築上郡上毛町大字垂水448番地
井上進	〃 〃 〃 200番地1
向本双美	〃 〃 〃 345番地1
志摩國廣	〃 〃 〃 341番地1
瀬口勝美	〃 吉富町大字幸子882番地1

4 就任監事

氏名	住所
北代嘉生	築上郡上毛町大字垂水256番地2
堀進	〃 〃 〃 1799番地

福岡県告示第1551号

苅田町土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成18年8月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 就任理事

氏名	住所
川水恵身	京都郡苅田町大字岡崎251番地
吉本良孝	〃 〃 大字法正寺346番地1

福岡県告示第1552号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年8月16日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
前原	県道	大野城線 二丈	前	糸島郡二丈町大字深江1064番1先から 同郡同町大字深江1064番5先まで	17.0 ～ 17.0	17.0
			後	同上	17.0 ～ 19.0	17.0
前原	県道	前原線 富士	前	前原市大字長野614番先から 同市大字長野654番2先まで	12.5 ～ 58.0	259.4
			前	同上	6.4 ～ 45.0	257.7
			後	同上	12.5 ～ 58.0	259.4

前原	県道	前富原線	前	前原市大字長野1113番1先から 同市大字長野662番先まで	12.5 ～ 75.0	750.0
			後	同上	11.4 ～ 82.0	

福岡県告示第1553号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成18年8月16日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年8月16日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
前原	前富原線	前原市大字長野608番1先から 同市大字長野662番先まで
前原	前富原線	前原市大字長野662番先から 同市大字長野666番1先まで

福岡県告示第1554号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年8月16日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡粕屋町大字江辻字下牟田199-1、199-4及び201-4
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

長崎県諫早市小船越町1158-2-103

因 俊治

福岡県告示第1555号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成18年8月16日

福岡県知事 麻生 渡

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
狩倉谷（5）	宗像市陵巖寺（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流
狩倉谷（6）	宗像市陵巖寺（別紙図面2に示す区域のとおり）	土石流
正法谷	宗像市陵巖寺（別紙図面3に示す区域のとおり）	土石流
天神谷	宗像市三郎丸（別紙図面4に示す区域のとおり）	土石流
萬蒲谷	宗像市三郎丸（別紙図面5に示す区域のとおり）	土石流
陵巖寺（e）	宗像市陵巖寺（別紙図面6に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
陵巖寺（d-1）	宗像市陵巖寺（別紙図面7に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
陵巖寺（d-2）	宗像市陵巖寺（別紙図面8に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
陵巖寺（c）	宗像市陵巖寺（別紙図面9に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
三郎丸（d）	宗像市三郎丸（別紙図面10に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

三郎丸（e）	宗像市三郎丸（別紙図面11に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
--------	-------------------------	---------

備考 別紙図面1から11までは、省略し、その図面を福岡県土木部砂防課、福岡県宗像土木事務所及び宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第1556号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成18年8月16日

福岡県知事 麻生 渡

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
狩倉谷（5）	宗像市陵巖寺（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面1に記載する表のとおり
狩倉谷（6）	宗像市陵巖寺（別紙図面2に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面2に記載する表のとおり
正法谷	宗像市陵巖寺（別紙図面3に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面3に記載する表のとおり
天神谷	宗像市三郎丸（別紙図面4に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面4に記載する表のとおり
萬蒲谷	宗像市三郎丸（別紙図面5に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面5に記載する表のとおり

備考 別紙図面1から5までは、省略し、その図面を福岡県土木部砂防課、福岡県宗像土木事務所及び宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第1557号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年8月16日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 (1) 解除予定保安林の所在場所
宗像市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
風害の防備
- (3) 解除の理由
道路用地とするため
- 2 (1) 解除予定保安林の所在場所
宗像市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
公衆の保健
- (3) 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県水産林務部治山課及び宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1558号

農林水産大臣から、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定に基づき、次の家畜について、その飼養者に対して種畜証明書を交付した旨の通報があったので、同条第2項の規定により公示する。

平成18年8月16日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 肉用牛（黒毛和種）

種畜証明書番号	種畜名	生年月日	産地	等級	所有者の区分	飼養者の住所及び氏名
平18福岡県1第1号	院笹9	平成12年5月15日	宮崎県	2級	独立行政法人有（貸付）	宗像市東郷 宗像市長
平18福岡県1第2号	優山1	平成13年3月7日	宮崎県	2級	独立行政法人有（貸付）	宗像市東郷 宗像市長
平18福岡県1第3号	福幸長	平成14年4月18日	兵庫県	2級	個人有	福岡市早良区 水崎 幸司
平18福岡県1第13号	池晴茂	平成10年11月28日	福岡県	2級	個人有	小郡市光行 池田 元幸
平18福岡県1第14号	茂姫波	平成16年10月24日	福岡県	2級	個人有	小郡市光行 池田 元幸
平18福岡県1第15号	松平勝	平成15年6月28日	福岡県	2級	個人有	八女郡広川町 中村 博之
平18福岡県1第16号	金太郎	平成17年2月15日	福岡県	2級	個人有	八女郡広川町 中村 博之
平18福岡県1第17号	天宝	平成15年6月21日	福岡県	2級	個人有	久留米市城島町 倉重 文孝
平18福岡県1第18号	北勝平	平成17年4月12日	福岡県	2級	個人有	久留米市城島町 倉重 文孝
平18福岡県1第19号	北城勝	平成17年7月6日	福岡県	2級	個人有	久留米市城島町 倉重 文孝
平18福岡県1第20号	松勝福	平成16年1月5日	福岡県	2級	個人有	久留米市荒木町 内田 隆文

2 豚（大ヨークシャー種）

種畜証明書番号	種畜名	生年月日	産地	等級	所有者の区分	飼養者の住所及び氏名
平18福岡県1第4号	フクオカヨーク 2001-167	平成13年9月8日	福岡県	2級		

平18福岡県1第5号	フクオカヨーク 2003-127	平成15年9月2日	福岡県	2級	県有	筑紫野市 大字吉木 福岡県農業総合 試験場
平18福岡県1第6号	フクオカヨーク 2004-98	平成16年9月27日	福岡県	2級		
平18福岡県1第7号	フクオカヨーク 2004-102	平成16年9月28日	福岡県	2級		
平18福岡県1第8号	フクオカヨーク 2004-150	平成17年3月5日	福岡県	2級		
平18福岡県1第9号	フクオカヨーク 2004-156	平成17年3月10日	福岡県	2級		
平18福岡県1第10号	フクオカヨーク 2005-37	平成17年4月21日	福岡県	2級		
平18福岡県1第11号	フクオカヨーク 2005-134	平成17年9月23日	福岡県	2級		
平18福岡県1第12号	フクオカヨーク 2005-175	平成17年11月8日	福岡県	2級		

公 告

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成18年8月16日

福岡県知事 麻 生 渡

1 変更しようとする都市計画の種類

- (1) 那珂川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- (2) 那珂川都市計画区域区分

2 開催の日時及び場所

- (1) 日時
平成18年9月8日 午後7時から9時まで
- (2) 場所
那珂川町勤労青少年ホーム2階第1・2会議室（筑紫郡那珂川町大字西隈64-1）

)

3 都市計画の案の概要及び閲覧

(1) 那珂川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の概要

同方針のうち、次の事項を変更する。

ア 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

㍑ 区域区分の方針

(2) 那珂川都市計画区域区分の変更の案の概要

人口フレームを次のように変更する。

区分 \ 年次	平成12年	平成22年
都市計画区域内人口	42.5千人	48.0千人
市街地内人口	37.6千人	39.7千人

(3) 閲覧

同案については、平成18年8月16日から同月30日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び那珂川町地域計画課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成18年8月30日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。

(2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は抽選となることがある。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は

、開催情報について事前に県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）又は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711）に対して行うこと。

公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年8月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

USBフラッシュメモリ 5004個

(2) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

契約締結日から平成18年9月15日（金）までの間

(4) 納入場所

福岡県警察本部情報管理課及び契約担当者が指定する場所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成17年4月福岡県告示第719号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成18年8月25日現在において、次の基準を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
01	01	文具	AA、A、B
01	02	事務機器	AA、A、B
05	01	電気器具	AA、A、B
05	02	電気通信機器	AA、A、B

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者
- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- 4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092-641-4141 内線2233
- 5 契約条項を示す場所
4の部局とする。
- 6 入札説明書の交付
- (1) 期間等
平成18年8月16日（水）から平成18年8月25日（金）までの県の休日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 場所
4の部局とする。
- 7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

8 入札書の提出場所及び受領期限

- (1) 提出場所
4の部局とする。
- (2) 受領期限
平成18年8月25日（金） 午後5時15分
- (3) 提出方法
直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

9 開札の場所及び日時

- (1) 場所
福岡県警察本部入札室（地下1階）
- (2) 日時
平成18年8月28日（月） 午前10時30分

10 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

11 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（公団を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合
- (2) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供す

ること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（公団を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

12 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、10により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が11の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

13 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。

(2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(3) その他詳細は入札説明書による。

公安委員会

福岡県公安委員会告示第212号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の8第2項の規定により告示する。

平成18年8月16日

福岡県公安委員会

1 講習の日時、場所等

- (1) 講習の日時
平成18年9月28日（木）午前10時から午後5時までの間
- (2) 講習の場所
北九州市小倉北区内5番1号 小倉北警察署会議室
- (3) 受講対象者
福岡県内に住所を有する者

2 猟銃等講習会の時間及び科目

時 間	科 目
10：00～15：30	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
15：30～16：30	講習結果に対する考査
16：30～17：00	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 講習受講希望者は、猟銃等講習会受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル

ル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。

- (2) 上記申し込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申請の際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び猟銃等講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第213号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の8第2項の規定により告示する。

平成18年8月16日

福岡県公安委員会

1 講習の日時、場所等

日 時	場 所	講習警察署
平成18年9月20日（水） 13：30～16：30	福岡市南区塩原2丁目3番1号 南警察署 会議室	南警察署
平成18年9月20日（水） 13：30～16：30	宮若市宮田20番地2 宮若警察署 会議室	宮若警察署
平成18年9月21日（木） 13：30～16：30	久留米市城島町大依371番地2 城島警察署 会議室	城島警察署
平成18年9月27日（水） 13：30～16：30	北九州市八幡東区大谷1丁目1番1号 八幡東警察署 会議室	八幡東警察署

2 猟銃等講習科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

(1) 講習受講希望者は、猟銃等講習会受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。

- (2) 上記申し込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申請の際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び猟銃等講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

発行 福岡県市博多区東公園七番七号
福岡県庁(総務部行政経営企画課)

販売 九州福岡市博多区東比恵二丁目九番二
チユルエツ株式会社印

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)